

下水道使用料が変わります

— いつまでも安全・快適な下水道サービスのために —

問合せ＝上下水道部
 お客さまセンター(☎53-3661～3)
 下水道推進課(☎58-5600)

市民のみなさんには、日頃から大和郡山市の下水道事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
 令和2年4月1日から2段階、2カ年に分けて下水道使用料を改定させていただくこととなりました。

下水道は、電気やガス、水道などとともに社会インフラのひとつであり、私たちの安全・安心で快適な暮らしを守るうえで、必要不可欠な施設です。そして、みなさんに納めていただいている下水道使用料を汚水処理や維持管理などの費用に充てることで下水道は支えられています。

みなさんには、ご負担をおかけしますが、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◆持続可能な下水道に向けて

近年、各地で自然災害が発生し、下水道施設が被害を受け、トイレが使えない、汚水が道路に流れ出すなどといったことがありました。このようなことが起きないように、また、起きたとしても早急に復旧できるように古い施設の更新や耐震化などの対策を行う必要があります。



下水道施設の更新前



下水道施設の更新後

◆Q & A

Q1. 2カ年に分けて行われる下水道使用料の改定が実際の支払いに反映されるのはいつですか？

A1. 令和2年度は、令和2年5月請求分から反映されます。
 令和3年度は、令和3年5月請求分から反映されます。

Q2. 下水道料金は今よりいくら上がりますか？

A2. 下の「下水道使用料比較表」をご覧ください。

Q3. なぜ、今下水道使用料を改定するのですか？

A3. 現在の下水道事業は、人口減少により下水道使用料が、減少傾向にあります。その一方で、施設の更新や耐震化などを行わなければならないので、費用は増加していきます。そのような状況で今後も安全で快適に下水道を利用していただくため、安定した財源の確保と経営基盤の強化を早急に行う必要があるためです。

Q4. 市として経営努力をしてきたのですか？

A4. ポンプ場の民間委託による人件費削減などの経費削減や戸別訪問による水洗化率の向上を行ってきました。

◆改定後の下水道使用料【1ヵ月分 消費税率10%含む】※水質料金については、変更ありません

区分	排水量(m ³)	下水道使用料		
		現行料金	新料金① (令和2年5月請求分から)	新料金② (令和3年5月請求分から)
基本料金	0～ 8	1,177 円	1,155 円	1,133 円
	9～ 10		1,232 円	1,287 円
一般排水 (主に一般家庭)	従量料金 (1m ³ につき)	11～ 20	129.8 円	159.5 円
		21～ 50	141.9 円	173.8 円
		51～100	154 円	189.2 円
		101～300	166.1 円	203.5 円
中間排水 (主に事業所)	301～750	189.2 円	198 円	207.9 円
特定排水 (主に事業所)	751～	254.1 円	266.2 円	279.4 円

◆下水道使用料比較表【1ヵ月分 消費税率10%含む】

排水量	下水道使用料					
	現行料金	新料金①(令和2年5月請求分から)	新料金②(令和3年5月請求分から)			
			新料金①－現行料金	新料金②－新料金①	新料金②－現行料金	
8 m ³	1,177 円	1,155 円	▲ 22 円	1,133 円	▲ 22 円	▲ 44 円
10 m ³	1,177 円	1,232 円	55 円	1,287 円	55 円	110 円
20 m ³	2,475 円	2,673 円	198 円	2,882 円	209 円	407 円
25 m ³	3,184 円	3,459 円	275 円	3,751 円	292 円	567 円
30 m ³	3,894 円	4,246 円	352 円	4,620 円	374 円	726 円